

いつも月刊誌「治療」をご愛読いただき誠にありがとうございます。

「治療」2021 年 3 月号『女性医療の「困った」を乗り越える』の内容におきまして以下の誤りがございました。深くお詫びするとともに、訂正部分を提示いたします。誠に申し訳ございませんでした。

**p.325**

トランスジェンダーの定義

「性同一性障害(性別違和)といわれる戸籍上の性と自身の性自認が異なる」

→「出生時に割り当てられた性別と性自認が異なる人」

※性同一性障害や性別違和とは同義ではなく、また戸籍上の性は変更が可能であり、トランスジェンダーの定義としては「出生時に割り当てられた性別と性自認が異なる人」とされる。

**p.326**

上から 3 行目, 染色体の分化の過程 → 性分化の過程

上から 3 行目, DSD のフルスペル「disorder of development」→「differences of sex development」

性感染症の項

「とくに肛門性交では異性愛者より男性同性愛者の(性感染症の)発症率が高くなっている」

→「削除(該当の一文が不正確であるため)」

**p.327**

下から 7・8 行目

文章上 Gender Identity Disorder (GID) の和訳が「性別違和」とも読み取れますが、性別違和は「Gender Dysphoria」の和訳です。

下から 6 行目, 性同一性障害の診断

「精神科医 2 名以上(1 名は心理の専門家でも可)」

→「精神科医 2 名, 身体的治療への移行の判断は 1 名は心理の専門家でも可」

**p.329, 問 10 の答え④についての補足**

戸籍変更について、特例法では「生殖機能がないこと」とされており必ずしも性腺除去が必要ではありません。閉経後で「生殖機能がない」として戸籍変更が認められたケースもあります。ただし戸籍変更を希望する多くの方は結婚したいという理由からで、若い人が多く、そのため「性腺除去が必要」として④を正解としています。